

相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社からの鉄道の
旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年9月8日（木） 10：30～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、齋藤、宮田、本間

4. 議事概要

- 鉄道局から、相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請に関し、第1回及び第2回の審議における委員から質問があった事項及びパブリックコメントの結果等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① パブリックコメントでは加算運賃の設定の必要性には理解を示しつつも、その金額が高いという指摘が複数寄せられたが、速達性向上計画の認定基準を満たす範囲で適切に加算運賃を設定したと理解した。
 - ② 営業主体が整備主体に支払う施設使用料設定の考え方について公表してほしいという意見もある。運輸審議会に諮問されることが一つの担保ともなっているところ、審議会としては、その考え方について説明を受けた結果として、鉄道・運輸機構の事業性確保の観点から、加算運賃額も含めて妥当だと理解したが、今後、一般の利用者に対する納得感のある説明が求められているのではないかと。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 利用者便益の最大化を目指しつつ、相鉄・東急直通線事業の事業性確保の観点から鉄道・運輸機構の累積資金収支好転年度等を踏まえ、他の交通機関を利用し

た場合の運賃と同程度となり、利用者の納得感を得られるような金額を設定したものと認識している。

- ② 加算運賃の設定については、情報提供ガイドラインに基づき、国及び事業者で詳細を公表することとなっている一方で、施設使用料を含めた速達性向上計画については、都市鉄道等利便増進法に基づいて、自治体との間で協議を行って同意を得るというスキームであり、運賃認可申請のように情報提供をする仕組みにはなっておらず、施設利用料等を鉄道会社でどの程度負担しているのか見えにくいという面はあると考えている。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。